

調査 A の記入方法について

■ 実在勤労者賃金調査について

1. 対象となる方について

- (1) 令和6年4～6月の3ヵ月間継続して勤務している常用労働者（役員・パートタイマー・アルバイトを除く）であること。
 (2) 調査票にある条件（学歴・年齢）に該当する人であること。

※設定条件の該当者がいない場合でも、（定期昇給が行われず、賃金の変動がない場合など）設定年齢時の賃金額を推定することが可能な場合ご記入下さい。

2. ご記入いただく内容

- (1) 対象となる方の「最終学歴」「職種」「雇用期間」「役職」「年齢」「勤続年数」「扶養家族数」
 (2) 令和6年7月分給与より（A）所定労働時間内給与≪月額≫ （B）基本となる給与 をご記入下さい。

※設定条件の該当者が複数いる場合は、最高額支給者と最低額支給者、その中間額支給者とその前後1名ずつ、合計5名までの支給額をご記入下さい。

所定労働時間内給与（A）	給与に含まむ手当	役職手当	職制上の地位に対して支給
		扶養(家族)手当	扶養家族を有する者に支給
		物価手当	消費者物価指数に連動して支給
		住宅手当	住宅費補助を目的として定率・定額支給分（注意：実費支給のものは「所定労働時間内給与に入らない」）
		地域（勤務地）手当	特定地域に勤務するものに支給
		その他	食事手当等
	給与から除く手当	時間外（超過勤務）手当	残業に対して支給
		休日出勤手当	休日の出勤に対して支給
		通勤手当（実費支給）	通勤のための実費交通費
		住宅手当（実費支給）	住宅費補助を目的として支払われる手当の内、アパート借上費等実費支給のもの
	賞与手当	定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当など	
給与（B）基本となる	基本給（本人給）	諸手当を除いた基本的な賃金部分。本俸。本給。	
	職務給	職務の種類・内容などに応じて支給される賃金。	
	職能給	職務遂行能力の程度に応じて決定する賃金。	

■ 年間賃金調査について

「実在勤労者賃金調査」でご記入いただいた方の、2023年1～12月の1年間の「年間給与等総支給額」（各種手当含む。但し通勤手当は除く）＝令和5年分源泉徴収票の「支払金額欄」の金額）及び「年間賞与支給総額」をご記入下さい。

調査Aの記入例について

(記入例) 商工サービス(株)の場合

従業員名	基本情報	月額賃金	年間賃金
Xさん	大学卒/営業/中途採用者/雇用期間定めなし/役職なし/27歳/勤続3年/扶養家族なし	20万円(基本給19万円/通勤手当1万円)	300万円(うち年間賞与60万円)
Yさん	大学院卒/総務/新規卒者/雇用期間定めなし/係長/30歳/勤続6年/扶養家族2名	31万円(基本給25万円/役職手当1万円/扶養手当3万円/超過勤務手当2万円)	405万円(うち年間賞与80万円)
Zさん	短大卒/一般事務/中途採用者/雇用期間定めあり/役職なし/30歳/勤続5年/扶養家族なし	22万円(基本給19万円/資格手当1万円/通勤手当1万円/超過勤務手当1万円)	312万円(うち年間賞与68万円)

調査A 実在勤労者賃金調査及び年間賃金調査

①実在勤労者賃金調査《月額》

②年間賃金調査

年齢区分	最終学歴			職種				雇用期間		役職		(4月1日現在) 年齢	(端数切捨て) 勤続年数	扶養家族数	(A) 令和6年7月の所定労働時間内給与《月額》	令和5年度 年間賃金		
	1 大学・大学院卒	2 短大・専門学校卒	3 高校卒	1 総務・企画広報	2 営業・販売	3 製造・技術	4 一般事務・その他	1 定めあり	2 定めなし	1 管理職	2 管理職以外				【月額給与総額】	(B) 内、基本となる給与	2023年1月～12月に支払われた賞与・時間外手当を含んだ賃金 (源泉徴収票の支払金額)	内、年間賞与支給額
25歳	1	2	3	1	2	3	4	1	2	1	2	27歳	3年	0人	190,000円	190,000円	300,000円	60,000円
	1	2	3	1	2	3	4	1	2	1	2	30歳	6年	2人	290,000円	250,000円	405,000円	80,000円
30歳	1	2	3	1	2	3	4	1	2	1	2	30歳	5年	0人	200,000円	190,000円	312,000円	68,000円
	1	2	3	1	2	3	4	1	2	1	2							

いずれかに○印または数値を記入

(A) 所定労働時間内給与
 = 「基本給」 + 「各種手当」 - 「所定労働時間内給与に入らない手当」

「各種手当」：役職手当、扶養(家族)手当、物価手当、住宅手当
 「所定労働時間内給与に入らない手当」：時間外(超過勤務)手当、通勤手当、賞与
 注意：通勤手当、住宅手当に関して、実費支給をおこなっている場合は所定労働時間内